

奈良県教育委員会教育長訓令第八号

事務局一般

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第一条中「学校その他の教育機関（」の下に「橿原考古学研究所を除く。」を加える。

第五条第一号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第八条第一項中「委員長名」を「教育長名」に改める。

第十条第一号中イ及びウを削り、エをイとし、オからケまでをウからキまでとする。

第十一条中「カ」を「エ」に、「キ」を「オ」に、「ケ」を「キ」に改める。

第十二条第二項中「カ」を「エ」に、「キ」を「オ」に、「ケ」を「キ」に改める。

第二十二條第二項及び第三項中「カ」を「エ」に改める。

第二十四條第一項及び第二項中「カ」を「エ」に改める。

別表橿原考古学研究所及び橿原考古学研究所附属博物館の項を削る。